

# 令和5年度 起業家支援事業「社会的事業枠」、「東京23区枠」、

## 「就職氷河期世代枠」（起業家向け助成金）の追加募集について

県内での起業を促進するため、(公財) ひょうご産業活性化センターでは、兵庫県内で地域の社会的課題を解決するために起業する方や就職氷河期世代の方からのビジネスプランを令和5年7月3日から募集を開始します。

- 応募の受付は令和5年7月3日より開始します。受付期間の終期は令和5年8月2日迄ですので、ご注意ください。
- 申請書類の提出前に、申請者の主たる事務所の所在地(予定地)を所管している商工会、商工会議所等で事前相談(7月3日から事前相談の受付開始)をして確認を受ける必要があります。
- ひょうごチャレンジ起業支援貸付(無利子貸付)の募集はございません。

### 1 事業の概要

	①社会的事業枠	②東京23区枠	③就職氷河期世代枠
応募資格	<p>(社会的事業枠) 代表者が、県内に居住し、及び活動拠点を置いて、令和5年4月1日から令和6年1月31日までに、新たに起業をした方またはする予定の方(※第二創業不可)</p> <p>(東京23区枠) 下記要件を全て満たす方</p> <p>(1) 令和5年4月1日から令和6年1月31日までに、県内に住民票を移し、5年以上居住し続ける意思を有する代表者で、同期間に県内に活動拠点を置いて起業した方または予定している方で5年以上事業を営み続ける意思を有する方(※第二創業不可)</p> <p>(2) 移住(住民票を移す)直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住、または、東京圏<sup>※1</sup>に在住し東京23区内へ通勤していた方</p> <p>(3) 移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住、または、東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方<sup>※2</sup></p> <p>※1 東京圏…東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域(過疎地域等)を除く地域</p> <p>※2 東京23区内への通勤期間は、住民票を移す3か月前までが当該1年の起算点</p>		<p>県内に居住し、及び活動拠点を置いて、令和5年4月1日から令和6年1月31日までに、新たに起業をした方またはする予定の方(※第二創業不可)</p> <p>高卒の場合 昭和49年4月2日～61年4月1日</p> <p>大卒の場合 昭和45年4月2日～57年4月1日</p> <p>生まれの方で 前年及び当年の総所得金額から48万円を控除した額が195万円(給与収入換算約350万円)以下の方</p>
応募対象事業	<p>(1) 下記の基準を満たす社会的事業であること(①社会的事業枠②東京23区枠のみ)</p> <p>①社会性及び必要性—サービス供給の不足等に起因する地域社会が抱える課題(まちづくり・地域活性化、子育てや介護・福祉、環境保護等)の解決に資する</p> <p>②事業性—提供サービスの対価として得られる収益で自律的な事業の継続が可能</p> <p>③デジタル技術の活用—起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用している(ex. キャッシュレス決済の導入やWeb予約システム、ECサイトによる販売等)</p> <p>(2) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること</p> <p>(3) 地域経済の活性化に資する事業であること</p>		
助成対象経費	<p>事務所開設費、初度備品費、広告宣伝費など、事業の立ち上げ等に必要経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注・納品・支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費</p> <p>※令和5年10月1日(目途、交付決定日)から令和6年1月31日までの間に、発注し、かつ物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。</p>		
助成金額	<p>上限：100万円 ※空き家を活用する場合は、改修費に対して別途100万円を上限に加算あり</p> <p>助成率：1/2</p>		
助成対象期間	<p>令和5年10月1日(目途、交付決定日)～令和6年1月31日(4か月)</p>		

応募方法 等	① 事務所所在地を所管する商工会・商工会議所またはひょうご産業活性化センター内のよろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けたうえ、申請書を提出してください。 ② 応募書類審査及びヒアリング審査により選考します。(必要に応じて現地調査を実施)
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 応募方法

- (1) 令和5年7月3日以降に、申請者の主たる事務所の所在地（予定地）を所管する商工会・商工会議所または公益財団法人ひょうご産業活性化センター内のよろず支援拠点で事前相談をし、申請書に確認を受けたうえで、
- (2) 下記の提出先に提出

事前相談をした支援機関	提出先
① 商工会、商工会議所	事前相談をした商工会、商工会議所
② よろず支援拠点	公益財団法人ひょうご産業活性化センター創業推進部新事業課

## 3 申請・問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課  
 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階  
 TEL : 078-977-9072 FAX : 078-977-9112  
<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyoguide/joseikin>  
 (募集要項、申請書様式等は、上記ホームページからダウンロードできます。)